

第122号議案

指定管理者の指定の件（神戸市しあわせの村）

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を指定する。

令和2年2月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

1 公の施設の名称

総合センターその他の神戸市しあわせの村条例（昭和63年10月条例第20号）
第5条第1項に掲げる施設

2 指定管理者

神戸市北区しあわせの村1番1号しあわせの村内
しあわせの村運営共同事業体

代表者 公益財団法人こうべ市民福祉振興協会
代表理事 三木 孝

3 指定期間

令和2年4月1日から令和4年3月31日まで

理 由

神戸市しあわせの村の指定管理者の指定をするに当たり、議会の議決を経る必要があるため。